

参考資料

	内 容	ページ
①	地方独立行政法人法(抜粋)	1～2
②	熊本県公立大学法人評価委員会条例	3
③	公立大学法人熊本県立大学の評価実施要領(H30年度まで)	4～6
④	公立大学法人熊本県立大学の評価実施要領(H31年度以降)	7～10
⑤	熊本県立大学の概況	11～18
⑥	業務実績報告書の用語解説	19～22
⑦	熊本県立大学の食育健康ビジョン 第3期【計画番号(7)】	23
⑧	もやいすと評価制度実施要項【計画番号(12)】	24～25
⑨	環境共生学部改組 報道資料【計画番号(18)】	26
⑩	天草での合同ワークショップ開催 報道資料【計画番号(33)】	27
⑪	国際シンポジウム 報道資料【計画番号(37)】	28

【参考資料】 地方独立行政法人法 (抜粋)

(役員の報酬等)

- 第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

- 第49条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。
- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる

(準用)

- 第56条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。
- 2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例)

- 第78条の2 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。
- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その

評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

- 5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。

（認証評価機関の評価の活用）

第79条 評価委員会が公立大学法人について前条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第79条の2 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

熊本県公立大学法人評価委員会条例

(平成17年7月1日条例第37号)

(改正 平成30年3月23日条例第8号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により設置する熊本県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員及び議事に関係する臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日条例第8号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

公立大学法人熊本県立大学の評価実施要領

決定：平成19年2月16日
熊本県公立大学法人評価委員会決定
一部改正：平成24年6月14日
熊本県公立大学法人評価委員会決定
一部改正：平成27年7月15日
熊本県公立大学法人評価委員会決定

この実施要領は、熊本県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人熊本県立大学（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっての基本的な考え方、評価の方法及び評価の進め方について定めるものとする。

1 評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 法人における教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の教育及び研究並びに組織及び運営について継続的な質的向上に資するものとする。
- (2) 評価に関する一連の過程を通じて、法人の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものとする。
- (3) 法人の教育及び研究並びに組織及び業務運営についての様々な工夫や特色ある取組を積極的に評価するものとする。
- (4) 次期中期目標及び中期計画の検討や法人の組織及び業務運営の見直し検討に資するものとする。

2 評価の方法

法人が行う自己評価を踏まえ評価することを基本とし、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

- (1) 各事業年度終了時における評価（以下、「年度評価」という。）

ア 項目別評価

- ① 法人は、年度計画の記載項目のうち「大学の教育研究等の質の向上」に関する項目以外の項目について、当該項目ごとの実施状況を次のAからDの4段階で自己評価し、業務実績報告書に記載する。

A：年度計画を十分実施。

B：年度計画をおおむね実施。

(↓次頁に続く)

- C：年度計画を下回っている。
- D：年度計画を大幅に下回っている、又は、実施していない。

- ② 評価委員会において、業務実績報告書等を基に検証を行う。
- ③ 評価委員会において、業務実績報告書の検証を踏まえ、年度計画の大項目ごとに次の1～4段階で評価する。

- 1：年度計画を順調に実施している。（すべてA又はB）
- 2：年度計画をおおむね順調に実施している。（A又はBが8割以上）
- 3：年度計画を十分に実施していない。（A又はBが8割未満）
- 4：業務の大幅な見直し、改善が必要である。（評価委員会が特に認める場合）

- ④ 「大学の教育研究等の質の向上」に関する項目については、その特性への配慮から、専門的な評価は行わないこととし、業務実績報告書に基づき、事業の外形的、客観的な進行状況等の確認を行い、特筆すべき点や改善すべき点等を記載する。

イ 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について総合的な評価を行う。

(2) 中期目標期間終了時における評価の方法

ア 項目別評価

- ① 法人は、中期計画の記載項目のうち「大学の教育研究等の質の向上」に関する項目以外の項目については、当該項目ごとの達成状況を次のAからDの4段階で自己評価し、業務実績報告書に記載する。

- A：中期計画を十分達成。
- B：中期計画をおおむね達成。
- C：中期計画の水準を下回っている。
- D：中期計画の水準を大幅に下回っている、又は、実施していない。

- ② 評価委員会において、業務実績報告書等を基に検証を行う。
- ③ 評価委員会において、業務実績報告書の検証を踏まえ、中期目標の大項目ごと

に次の1～4段階で評価する。

- 1：中期目標を良好に達成している。（すべてA又はB）
- 2：中期目標をおおむね良好に達成している。（A又はBが8割以上）
- 3：中期目標を十分に達成していない。（A又はBが8割未満）
- 4：業務の大幅な見直し、改善が必要である。（評価委員会が特に認める場合）

- ④ 「大学の教育研究等の質の向上」に関する項目については、その特性への配慮から、認証評価機関の評価を踏まえつつ、業務実績報告書に基づき、事業の外形的、客観的な達成状況の確認を行い、特筆すべき点や改善すべき点等を記載する。

イ 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における中期目標の達成状況全体について総合的な評価を行う。

3 評価の進め方

(1) 年度評価の進め方

- ① 法人は、毎年6月末までに前年度の業務実績報告書（評価委員会が別に指定する様式）を評価委員会に提出する。
- ② 評価委員会は、当該業務実績報告書に基づき、業務の実績に関する検証、評価を行う。評価を行うに当たっては、法人の意見を聴取する。
- ③ 評価委員会は、評価の結果（必要に応じて業務運営の改善その他の勧告）を決定し、法人に通知し、知事に報告するとともに公表する。

(2) 中期目標期間終了時における評価の進め方

- ① 法人は、中期目標期間の終了後3ヶ月以内に当該中期目標期間に係る業務実績報告書（評価委員会が別に指定する様式）を評価委員会に提出する。
- ② 評価委員会は、当該業務実績報告書に基づき、当該中期目標期間の業務の実績に関する評価を行う。評価を行うに当たっては、法人の意見を聴取する。
- ③ 評価委員会は、評価の結果（必要に応じて業務運営の改善その他の勧告）を決定し、法人に通知し、知事に報告するとともに公表する。

4 その他

この実施要領については、年度評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じ見直すことができるものとする。

公立大学法人熊本県立大学の評価実施要領

平成 19 年 2 月 16 日
 熊本県公立大学法人評価委員会決定
 一部改正：平成 24 年 6 月 14 日
 一部改正：平成 27 年 7 月 15 日
 一部改正：平成 29 年 11 月 13 日

この実施要領は、熊本県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人熊本県立大学（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっての基本的な考え方、評価の方法及び評価の進め方について定めるものとする。

1 評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 法人における教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の教育及び研究並びに組織及び運営について継続的な質的向上に資するものとする。
- (2) 評価に関する一連の過程を通じて、法人の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものとする。
- (3) 法人の教育及び研究並びに組織及び業務運営についての様々な工夫や特色ある取組を積極的に評価するものとする。
- (4) 次期中期目標及び中期計画の検討や法人の組織及び業務運営の見直し検討に資するものとする。

2 評価の種類

評価委員会が行う評価は、次の3つとする。

名称	根拠	評価の対象	評価実施時期
年度評価	地方独立行政法人法 第78条の2第1項 第1～3号	毎事業年度における業務の実績	当該事業年度の翌年度
中間評価	地方独立行政法人法 第78条の2第1項 第2号	中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績	中期目標期間の最後の事業年度の前年度
期間評価	地方独立行政法人法 第78条の2第1項 第3号	中期目標期間における業務の実績	中期目標期間終了の翌年度

3 評価の方法

法人が行う自己評価を踏まえ評価することを基本とし、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価」と「全体評価」により行うこととする。

(1) 年度評価

ア 項目別評価

- ① 法人は、年度計画の最小項目ごとの実施状況について、別紙「評価基準表」に基づき自己評価を行い、業務実績報告書に記載する。
- ② 評価委員会は、業務実績報告書等を踏まえ、当該最小項目ごとの実施状況について、別紙「評価基準表」に示す視点に該当する取組か否かを審査することにより評価する。

なお、「大学の教育研究等の質の向上」に関する項目については、その特性に配慮するため、専門的な評価は行わず、事業の外形的、客観的な進捗状況等の確認により評価する。

イ 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況について総合的な評価を行う。

(2) 中間評価・期間評価

ア 項目別評価

- ① 法人は、中期計画の最小項目ごとの実施状況について、別紙「評価基準表」に基づき自己評価を行い、業務実績報告書に記載する。
- ② 評価委員会は、中期計画の「1 大学の教育研究等の質の向上」については中項目、それ以外については大項目ごとに、別紙「評価基準表」に基づき、中期目標・中期計画の達成状況を評価する。

なお、評価に当たっては、業務実績報告書等及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえ、中期計画策定時に設定した指標を基に、客観的かつ総合的に行うこととする。

イ 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における中期目標・中期計画の達成状況について総合的な評価を行う。

4 評価の進め方

- (1) 法人は、次に掲げる提出期限までに、業務実績報告書（評価委員会が別に指定する様式）を評価委員会に提出する。

評価の名称	業務実績報告書提出期限
年度評価	毎事業年度終了後3ヶ月以内
中間評価	中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度終了後3ヶ月以内
期間評価	中期目標期間の最後の事業年度終了後3ヶ月以内

- (2) 評価委員会が評価を行うに当たっては、法人の意見を聴取する。
- (3) 評価委員会は、評価の結果（必要に応じて業務運営の改善その他の勧告）を法人に通知し、知事に報告するとともに公表する。

5 その他

この実施要領については、必要に応じて見直すことができるものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

改正後の要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度及び中期目標期間における業務の実績を対象とする評価の実施について適用し、施行日前に終了する事業年度及び中期目標期間における業務の実績を対象とする評価の実施については、なお従前の例による。

(別紙) 評価基準表

①年度評価

法人自己評価	
ランク	評価基準
S	年度計画を上回って実施している。
A	年度計画を順調に実施している。
B	年度計画を十分に実施していない。
C	年度計画を実施していない。

評価委員会評価	
視点	評価基準
顕著	顕著な成果をあげた取組
独自	大学の特色や特性を活かした取組
新規	新たな取組
着実	継続的な実施により着実な成果をあげた取組
注目	マスコミ・報道等から注目された取組
課題	進行の遅れがみられる又は改善が望まれる取組

②中間評価

法人自己評価	
ランク	評価基準
S	中期計画を上回って実施している。
A	中期計画を順調に実施している。
B	中期計画を十分に実施していない。
C	中期計画を実施していない。

評価委員会評価	
ランク	評価基準
1	中期目標・中期計画を上回る成果が見込まれる。(評価委員会が特に認める場合)
2	中期目標・中期計画の達成が見込まれる。
3	中期目標・中期計画の達成が厳しい状況にある。
4	中期目標・中期計画の達成のためには、取組の改善が必要である。(評価委員会が特に認める場合)

③期間評価

法人自己評価	
ランク	評価基準
S	中期計画を上回って実施している。
A	中期計画を十分に実施している。
B	中期計画を十分に実施していない。
C	中期計画を実施していない。

評価委員会評価	
ランク	評価基準
1	中期目標・中期計画を上回る成果が得られた。(評価委員会が特に認める場合)
2	中期目標・中期計画を達成している。
3	中期目標・中期計画を十分に達成していない。
4	業務運営について改善が必要である。(評価委員会が特に認める場合)

熊本県立大学の概況

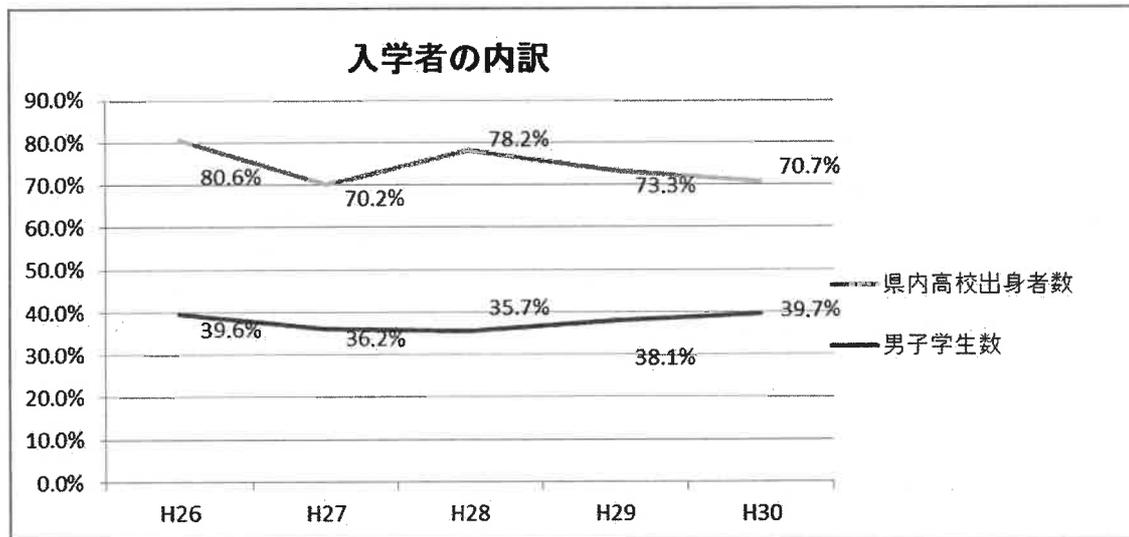
平成 30 年 6 月

◆入学者の状況

<学部入学者の内訳>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入学者数	515	517	527	525	529
県内高校出身者数	415	363	412	385	374
割合 (%)	80.6%	70.2%	78.2%	73.3%	70.7%
男子学生数	204	187	188	200	210
割合 (%)	39.6%	36.2%	35.7%	38.1%	39.7%

○熊本県立大学の入学者は、毎年度県内高校出身者が7割から8割程度となっている。



◆進路状況

<学部生の進路状況>

(各年度5月1日現在)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
進路状況	卒業生総数	487	486	472	475	472	
	内	1 就職希望者	417	427	416	415	418
		うち決定者	388	402	392	401	411
		就職率 (%)	93.0%	94.1%	94.2%	96.6%	98.3%
	訳	2 進学・その他	70	59	56	60	54

○平成29年度の就職率98.3%は、男女共学化し、3学部体制となった平成6年度以降で最も高い数値である。

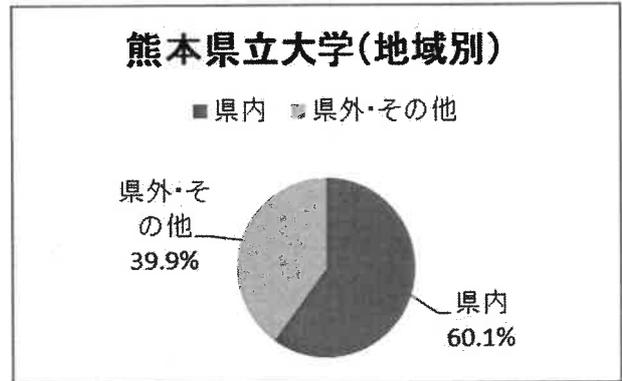
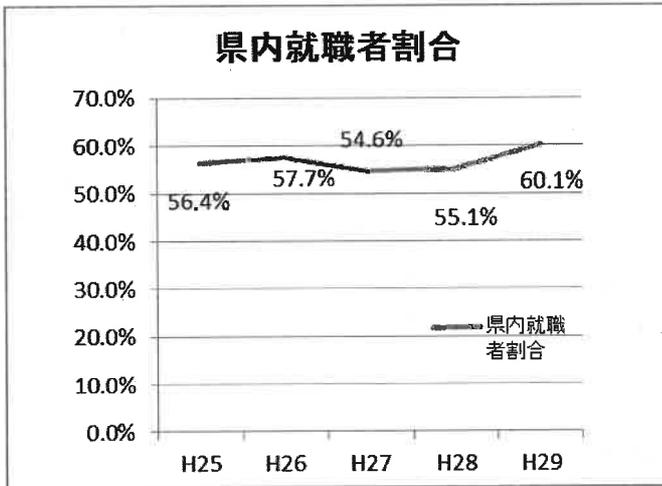


◆就職状況

<学部生の地域別就職状況>

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域別就職状況	熊本	219	232	214	221	247
	県内就職者割合	56.4%	57.7%	54.6%	55.1%	60.1%
	県外	169	170	178	180	164
	合計	388	402	392	401	411

○熊本県立大学の県内就職率は毎年度 6 割程度を維持しており、地元へ貢献する人材を輩出し続けている。



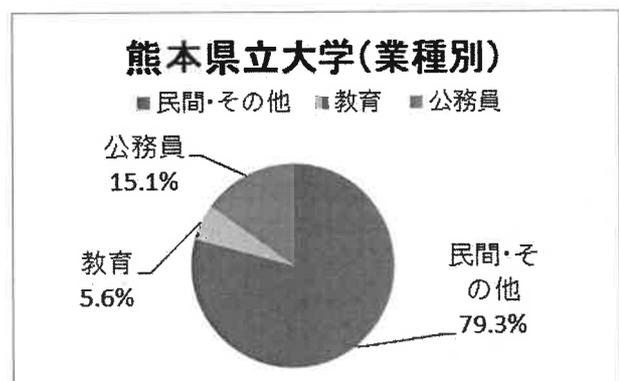
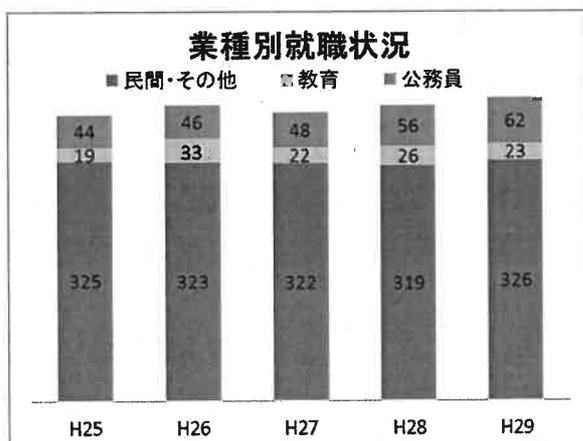
<業種別就職状況>

		平成 2 5 年度		平成 2 6 年度		平成 2 7 年度		平成 2 8 年度		平成 2 9 年度	
		全学	割合								
業 種 別 就 職 状 況	民間・その他	325	83.8%	323	80.4%	322	82.2%	319	79.6%	326	79.3%
	教育 *1	19	4.9%	33	8.2%	22	5.6%	26	6.5%	23	5.6%
	公務員 *2	44	11.3%	46	11.4%	48	12.2%	56	14.0%	62	15.1%
	合計	388	100.0%	402	100.0%	392	100.0%	401	100.0%	411	100.0%

*1 「日本標準産業分類」の「教育・学習支援業」のほか、短時間勤務の者及び雇用期間が一年未満の者も含む。

*2 「日本標準産業分類」の「公務員」に該当する者。

○学生の就職活動を支援するキャリアセンターには 3 人の就職相談員が常駐しているが、このうち 1 人を教員・公務員対策に専念させているため、「教育」「公務員」の数値が上昇している。



◆地域（自治体）からの受託研究、協働研究

<自治体からの受託研究、協働研究の状況>

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自治体からの受託研究協働研究（件）		29	31	31	28	28
（内）地域貢献研究事業による研究 （大学予算での実施）（件）		23	23	24	22	15
内訳	県と実施	16	13	16	13	10
	包括協定自治体と実施	7	10	8	9	5

○大学が研究費を負担して大学教員と自治体職員が協働で地域の課題に取り組む「地域貢献研究事業」制度により、自治体から寄せられた地域課題と本学教員の研究シーズをマッチングし、研究を行っている。

◆授業公開講座の実施状況

<講座開講状況及び受講の状況>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
講座数（前期・通年）	83講座	81講座	83講座	76講座	58講座
（後期）	88講座	77講座	67講座	65講座	51講座
合計	171講座	158講座	150講座	141講座	109講座
申込人数（延べ人数）	517名	480名	401名	374名	249名
受講者数（延べ人数）	452名	411名	351名	319名	227名

○地域の人々に対して学習の機会を提供することを目的として、大学の正規の授業を公開し、学生と一緒に受講する制度で、他大学に先駆け平成2年度から実施している。

◆国際交流

海外の協定校との交流活動については、大韓民国・祥明大學校と姉妹提携を、アメリカ合衆国・モンタナ州立大学ピリングス校と学生交流協定を締結し、本学学生の派遣や、協定校の学生受入れを行っている。

<協定校・機関数>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
協定校・機関数	11	11	13	13	14

<外国人留学生の受入れ状況（平成29年度実績）>

	学部	大学院	研究生等	合計
国費留学生 (日本政府負担による留学生)	0	0	0	0
外国政府留学生 (外国政府負担による留学生)	0	1	0	1
私費留学生 (個人負担による留学生、交換留学生含む。)	1	2	3	6
水銀研究留学生	-	6	-	6
合計	1	9	3	13

○平成29年度は、中国・海南省疾病予防管理センターと新たに学術交流協定を締結し、協定校・機関は14校となり、受入れの外国人留学生数は13名であった。

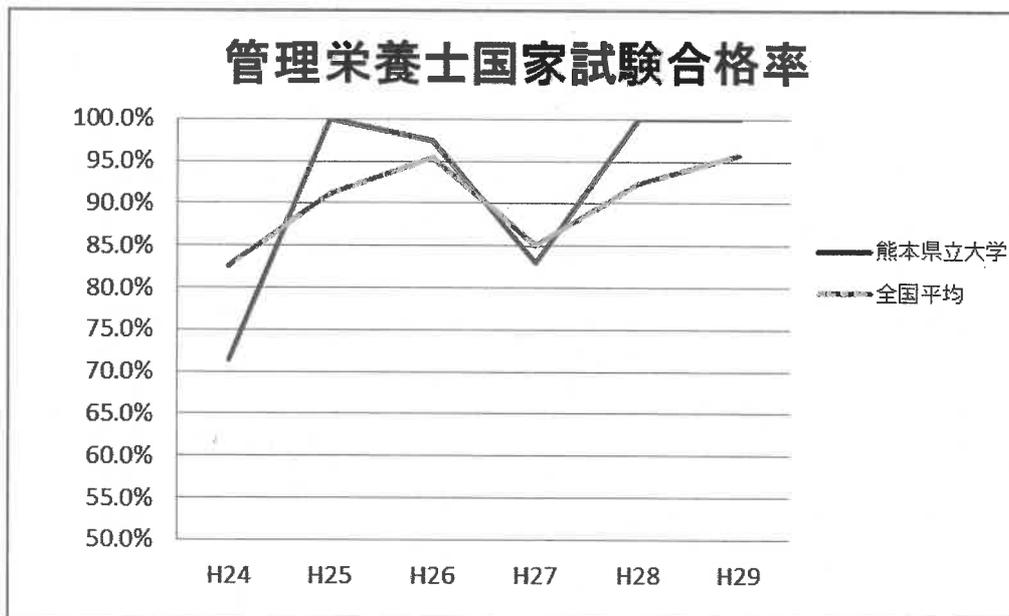
◆管理栄養士国家試験合格率

第2期中期計画（H24～H29）において、目標を「90%以上」としていた。

<管理栄養士国家試験合格率（新卒者）>

	平成24年度 (第27回)	平成25年度 (第28回)	平成26年度 (第29回)	平成27年度 (第30回)	平成28年度 (第31回)	平成29年度 (第32回)
熊本県立大学合格率	71.4%	100.0%	97.4%	82.9%	100.0%	100.0%
全国平均	82.7%	91.2%	95.4%	85.1%	92.4%	95.8%

○平成29年度（第32回）は、100%で、目標の90%以上を達成した。



大学院入試の状況(直近6年間)

(単位:人)

入学年度	研究科名(専攻名)	博士前期課程			博士後期課程				
		定員	志願者数	合格者数	入学者数	定員	志願者数	合格者数	入学者数
平成24	文学研究科(日本語日本文学専攻)	5	6	6	6	2	1	1	1
	文学研究科(英語英米文学専攻)	5	11	10	10	2	0	0	0
	環境共生学研究科(環境共生学専攻)	20	19	17	17	3	4	4	3
	アドミニストレーション研究科(アドミニストレーション専攻)	20	17	16	15	4	1	0	0
	計	50	53	49	48	11	6	5	4
平成25	文学研究科(日本語日本文学専攻)	5	8	6	6	2	1	1	1
	文学研究科(英語英米文学専攻)	5	5	5	5	2	1	1	1
	環境共生学研究科(環境共生学専攻)	20	26	18	18	3	5	5	5
	アドミニストレーション研究科(アドミニストレーション専攻)	20	12	10	9	4	5	4	3
	計	50	51	39	38	11	12	11	10
平成26	文学研究科(日本語日本文学専攻)	5	7	6	6	2	0	0	0
	文学研究科(英語英米文学専攻)	5	2	2	2	2	1	1	1
	環境共生学研究科(環境共生学専攻)	20	21	16	16	3	4	4	4
	アドミニストレーション研究科(アドミニストレーション専攻)	20	13	11	11	4	1	1	1
	計	50	43	35	35	11	6	6	6
平成27	文学研究科(日本語日本文学専攻)	5	1	1	1	2	1	1	1
	文学研究科(英語英米文学専攻)	5	4	2	2	2	4	3	3
	環境共生学研究科(環境共生学専攻)	20	21	15	14	3	7	6	6
	アドミニストレーション研究科(アドミニストレーション専攻)	20	15	14	14	4	0	0	0
	計	50	41	32	31	11	12	10	10
平成28	文学研究科(日本語日本文学専攻)	5	6	2	2	2	0	0	0
	文学研究科(英語英米文学専攻)	5	4	3	3	2	3	3	3
	環境共生学研究科(環境共生学専攻)	20	19	15	15	3	2	2	2
	アドミニストレーション研究科(アドミニストレーション専攻)	20	18	16	16	4	0	0	0
	計	50	47	36	36	11	5	5	5
平成29	文学研究科(日本語日本文学専攻)	5	1	1	1	2	1	1	1
	文学研究科(英語英米文学専攻)	5	1	0	0	2	0	0	0
	環境共生学研究科(環境共生学専攻)	20	23	22	21	3	3	3	2
	アドミニストレーション研究科(アドミニストレーション専攻)	20	7	7	7	4	1	1	1
	計	50	32	30	29	11	5	4	4

平成29年度 公立大学法人熊本県立大学 業務実績報告書 用語解説

	用語	解説
A～	CPDプログラム	Continuing Professional Development : 継続的専門職能開発プログラム
	FD	(Faculty Development ファカリティ ディベロップメント) 教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称である。具体的な例としては、新任教員のための研修会の開催、教員相互の授業参観の実施、センター等の設置などを挙げることができる。
	GPA	(Grade Point Averageの略) アメリカの大学で広く採用され、最近では日本でも多くの大学で導入されている成績評価システム。 本学では、授業科目ごとの成績評価(試験の得点)をもとに、1単位当たりの平均を5点満点で算出している。
	ITパスポート試験	独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報技術に関する基礎知識を測る国家試験。平成21年4月から実施されている。
	PROGテスト	汎用的技能を測定するための業者テスト
	SA	下記のTAと同様の制度で、教育補助を学士課程の学生に携わらせる場合は、TAと区別として、スチューデント・アシスタント(SA)と称する。
	SD	(Staff Development スタッフ ディベロップメント) 教員に加え事務職員や技術職員など、教職員全員を対象とした、管理運営や教育研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。
	SPODフォーラム	四国地区大学教職員能力開発ネットワーク(Shikoku Professional and Organizational Development Network in Higher Educationの略) 四国地区の32の国公立大学・短期大学・高等専門学校によって構成。 質の高い教育を提供するため、4県に位置する「ネットワークコア校」を中心に、加盟校が協力・連携して、教職員の能力開発(FD・SD)につとめている。
	TA	(Teaching Assistant ティーチング アシスタント) TAは、学部学生等に対するチュータリング(助言)や実験、実習、演習等の教育補助業務(具体的には、演習のディスカッションリーダー、レポート・試験等の採点など)を行い、これに対する手当を支給される大学院学生等を指す。
	TOEIC®	Test of English for International Communication : 英語によるコミュニケーション能力に関するテスト
あ	アドミッション・ポリシー	入学者受入れ方針
か	科研費 : 科学研究費補助金 (独立行政法人日本学術振興会)	科研費は、全国の大学や研究機関における研究活動への助成制度。人文・社会科学から自然科学までのすべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる独創的・先駆的な学術研究(研究者の自由な発想に基づく研究)を対象とする。
	学術機関リポジトリ	教育・研究成果の発信手段として大学や研究機関等が作成・提供しているデータベースシステム

	用語	解説
	学生GP制度	<p>地域企業・地域社会から募集した研究テーマを学生が卒業研究として行う本学の取組。この取組を教育体制に組み込むことで、学生の自律と自立に向けた就業力育成を図ることを目的としている。</p> <p>※ GP：Good Practiceの略。「優れた取組」という意味で使われている。</p>
	カリキュラム・ポリシー	教育課程編成・実施の方針
	官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～	<p>「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」は、2014年からスタートした官民協働で取り組む海外留学支援制度で、2020年までの7年間で約1万人の高校生、大学生を「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」の派遣留学生として送り出す計画。</p> <p>派遣留学生は支援企業と共にグローバル人材コミュニティを形成し“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”へと育成される。帰国後は海外体験の魅力を伝えるエバンジェリスト（伝道師）として日本全体の留学機運を高めることに貢献することが期待される。</p>
	キャップ制	履修科目登録単位数上限の設定。学生が、授業科目毎の学習時間を十分に確保し、充実した学修が展開できるよう、1年間あるいは1学期間に履修科目として登録できる単位数に上限を設定すること。
	キャリアデザイン教育	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育（文部科学省HPより）
	教学IR	<p>IRとは、「Institutional Research（（インスティテューショナル・リサーチ））」の略で、機関の計画策定、政策形成を支援するための情報を提供する目的で、高等教育機関の内部で行われるリサーチのこと。</p> <p>教学IRは、大学の教育活動の改善を重視したIRのこと。学修成果の評価を通してカリキュラムや各種教育プログラムの質保証や改善支援が期待される。</p>
	熊本県立大学未来基金	熊本県立大学が平成21年9月8日、さらなる教育研究環境の充実を図り、地域に貢献する有為な人材の育成及び優れた研究成果の創出に資することを目的に創設した基金
	クロスロードゲーム	<p>クロスロードとは、阪神・淡路大震災で、災害対応にあたった神戸市職員へのインタビューをもとに作成された、カードゲーム形式の防災教材。</p> <p>クロスロードの問題カードには、「3000人いる避難所で、2000食を確保した。この食糧を配るか配らないか」など、どちらを選んでも何らかの犠牲を払わなければならないような「ジレンマ」が多数ある。その人が「Yes」または「No」を選んだ理由を聞くことで、多くの価値観や視点に出会うことができる。</p>
さ	サバティカル制度	研修休暇とも呼ばれる長期休暇で欧米では広く普及している休暇制度。本学においては、出張によらない国内外における長期研修（職務専念義務免除）のこと。
	ジグソー形式	1つの長い文章を3つの部分に切って、それぞれを3人グループの1人ずつが受け持って勉強する。その後、それぞれが元のグループに集まって、互いに自分が勉強したところを紹介しあい、ジグソーパズルを解くように全体像を協力して解明する方法。
	シラバス	<p>学生が履修科目を選択するときや、授業の予習・復習のときに利用するために作成する授業計画のこと。</p> <p>本学では、授業科目毎に、概要、到達目標、履修上の注意、授業計画、使用教材、単位認定の方法、成績評価基準等について記載している。</p>

	用語	解説
	スチューデント・アドバイザー制度	キャリアデザイン教育の充実を図るために、平成20年10月から導入したもの。就職活動や進路選択等に関する相談を、就職活動を経験した4年生が就職センターで行っている。卒業後の進路や就職活動について、自分の適性が分からない、どう行動すればよいか？など、不安や悩みを抱えている学生に対して、自身の学生生活や就職活動を踏まえて、4年生が相談にのってくれる制度。
	semester制	学期のこと。Semester制は、通年制（一つの授業を1年間通しての実施）の前・後期などとは異なり、一つの授業を学期（Semester）毎完結させる、1学年複数学期制の授業形態。
た	地域産学バリュープログラム	地域産学バリュープログラムは、企業等の開発ニーズに基づき、技術移転の可能性が見込まれる大学等が保有する研究成果、知的財産の活用のための試験研究や実証研究を支援する制度。
	地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）	大学COC事業（Center of Communityの略）は、文部科学省が国内の大学を対象として、「地域社会との連携強化による地域の課題解決」や「地域振興策の立案・実施を視野に入れた取り組み」をバックアップする施策。2013年度より開始された。
	地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）	COC+は、文部科学省が、大学が地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組を支援することで、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目的とした施策。2015年度から開始された。
な	認証評価	国公立すべての大学が文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）によって定期的に評価を受ける制度で、平成16年度から導入された。
は	包括協定	熊本県立大学と自治体・企業等が、地域における活動や調査・研究、人材育成、産業振興、地域づくり等様々な分野において相互に協力することを目的として締結する協定
	ファシリテート	会議、ミーティング等の場で、発言や参加を促したり、話の流れを整理したり、参加者の認識の一致を確認したりし、合意形成や相互理解をサポートする。
	フューチャーセッション	意思決定や合意形成のための場ではなく、つねに問いを開き続けることで、参加者自身が目的を創り出し、主体的に実行することを促す創意形成の場です。いわゆる有識者会議とは異なり、一部の専門家ではなく、より広範なステークホルダー（現在・未来の当事者）が参加するところに特徴があります。
や	ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」のことであり、年齢、性別、国籍（言語）や障がいの有無等に関係なく、最初からだれもが利用できるような製品、建物や環境のデザインを意味する。また、情報、サービスやコミュニケーションを含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といったより広い概念として使われる。

熊本県立大学食育ビジョン (第3期・H30～)

熊本県立大学学生の食生活の現状と課題

これまで本学は様々な食育活動を実施・発信してきた。しかし平成28年度に実施した本学学生を対象とした食生活調査から「大学生の食生活と健康維持」にいくつかの問題点が表出した。本学学生の健康状態は、立ちくらみやだるさ・疲れ、便秘など体調に課題がある者の割合が全国や熊本県の平均値より高く、食生活については、野菜摂取量が目標値350gと比べて極端に少ない等、食生活を自己管理する力が身につけていない学生が多くみられた。健全な食生活を自己管理できる食育が急務である。

熊本県民の食生活の現状と課題

熊本県民の食生活については、野菜と果物、魚介類の摂取量が全国平均と比較して有意に低く、肉類摂取量が全国平均と比較して有意に高い等の課題があげられる。また、健康状態については、一人当たりの国民医療費や定期健康診断での有所見者率が全国平均より高い現状がある。特に熊本市の人工透析者数の割合は全国的にも際立って高く、健康増進につながる食生活の改善が求められる。

また、県内農水産物を活用した新しい食材等開発が盛んに行われており、今後、さらなる地方創生事業に活かしていく必要がある。

本学のシーズ

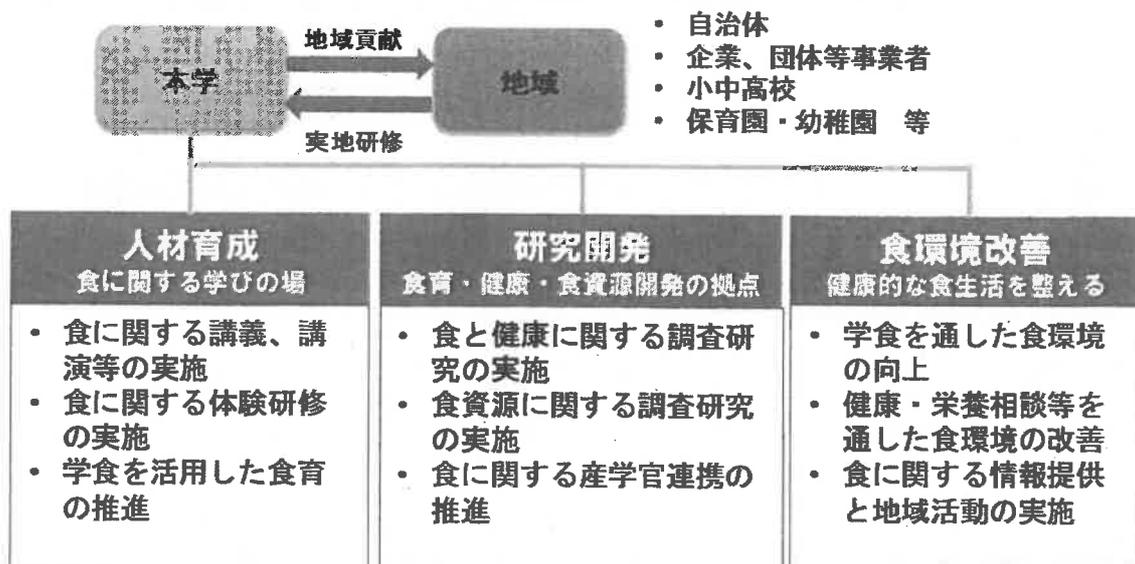
文学部、環境共生学部、総合管理学部の3学部からなる本学では、前身の熊本女子大学から続く食と健康に関する人材育成や研究開発の実績に加え、郷土料理など食文化の保護・発信、マーケティングや政策的視点からの地域の食資源の開発を行っている。

なお、長年にわたる活動が認められ、第1回食育活動表彰教育関係者・事業者部門で「農林水産大臣賞」を受賞した。

基本理念：地域に学び、地域に伝える食育

- ① 地域の食資源を基に、本学学生の食と健康に関する理解を深め、食生活を通して健康を自己管理できる人材を育成する
- ② 専門的知見を有する人材を育成し、地域の食に関する課題解決をめざす

3つのアクションと具体的プログラム



情報発信 (HP、広報紙、関連学会への発表、メディア等)

もやいすと評価制度実施要項

1. 趣旨

この要項は、平成 26 年度採択文部科学省「地（知）の拠点整備事業」『「もやいすと」育成と産官学民の対話と協働で拓く地域の未来』において構築した「もやいすと育成システム」における「もやいすと評価制度」について、必要な事項を定めるものとする。

2. 目的

「もやいすと」として評価、認定を行うことによって、「もやいすと育成システム」への参加の動機付けを図り、地域人材としての能力を育成することを目的とする。

3. 認定の区分

「もやいすと」としての認定は、次に掲げる区分とする。

- ① もやいすとスーパー
- ② もやいすとシニア
- ③ もやいすとジュニア

4. 認定の対象者

「もやいすと育成システム」が開始された平成 27 年度入学者以降の学生を対象とする。

5. 認定の申請等

認定を受けようとする者は、毎年所定の期限までにもやいすと認定申請書（別記様式 1 号）に、別表 1 に掲げる書類を添え、事務局（COC 推進室）へ提出しなければならない。

6. 認定の方法

事務局は、提出されたもやいすと認定申請書をもとに、別表 2 に掲げる基準に沿って評価し、ポイントを付与した候補者リストを作成する。候補者リストをもとに、地（知）の拠点会議において審査を行う。審査にあたっては別表 3 に掲げる基準を参考とする。

7. 認定の通知

認定通知書（別記様式 2 号）により、申請者へ通知する。

8. 認定証の授与

もやいすとスーパーの認定については、認定証の授与をもって行う。

中期計画番号 (12)

附則

(施行期日)

この要項は、平成 29 年 12 月 12 日から施行する。

(経過措置)

平成 29 年度は、認定の対象を平成 27 年度入学生のみとする。

別表 1

添付書類	成績証明書
	活動リスト (別記様式 3 号)
	活動リストの内容をまとめた「もやいすとポートフォリオ」

別表 2

対象	基準	ポイント数
もやいすと (地域) ジュニア育成	単位修得	20pt
もやいすと (防災) ジュニア育成	単位修得	20pt
もやいすとシニア育成	単位修得	30pt
上記三科目におけるスチューデント・アシスタント (SA)	業務完了	30pt
地域連携型卒業研究 (学生 GP)	卒業論文	30pt
地域に関係した内容を含む卒業研究 (学生 GP 以外)	教員評価	上限 30pt
地域志向科目及び地方創生科目	単位修得	3pt/科目 (上限 30pt)
もやいすとポートフォリオ	教員評価	上限 30pt

別表 3

区分	必要ポイント数
もやいすとスーパー	100pt
もやいすとシニア	50pt
もやいすとジュニア	20pt

環境共生学部の学科改組計画を発表する
半藤英明学長 熊本市東区



大 環境共生学部を改組

県立 来々日 来年4月1学科3専攻に

県立大は13日、環境共生学部の3学科（環境資源、居住環境、食健康）を来年4月に統合し、単一の環境共生学科とすると発表した。同学科内に、これまでと同じ内容の3専攻を設ける。統合によって履修科目や研究の幅が広がるという。

半藤英明学長は「専門性を維持しながらも、特定の分野にとらわれない柔軟で意欲の高い人材を育てたい」と説明。松添直隆

学部長は「環境をめぐる地域課題は、生活から産業まで関連しており、3分野の連携で対応していくことが求められる」と話している。

またグローバル化に対応するため、熊本や日本の文化、文学、環境、社会を英語で学ぶ科目を本年度、試行的に開講。来年度から本格実施する。学内に英語しか使えないスペースを設置する予定。

（平井智子）



基調講演する田中元・元外務省アジア大洋州局長
7月28日、熊本市の熊本ホテルで。トマスル
（男木）

「トランプ政権とアジア太平洋」をテーマに泉立大が7月29日に開いた国際関係シンポジウム（熊日共催）では、2002年に初の日朝首脳会談を実現させた田中元・元外務省アジア大洋州局長が基調講演。田中氏は、エスカレートする北朝鮮の核・ミサイル開発に対し、外交による解決の必要性を強調し、結果を出す「創造的な外交」が求められていると述べた。基調講演とパネル討論での発言要旨は次の通り。

日米経済摩擦が問題化した約30年前、GDP（国内総生産）から見た世界の力関係は、米国が10とすると日本は5、中国0・7だったが、今は米10、中国6、日本2・5だ。日米中を合わせた経済力は世界のGDPの45%という点は変わっていないが、中国の力が大きく上がった。日本は変化を率直に認め、力ではなく知恵で生き残る道を探るべきだ。

「北」ミサイル対応 創造的外交で

安倍政権は安全保障法制を整備した。安全保障強化は正しいやり方だが、それだけで日本が守れるわけではない。日本を守るには外交しかない。力関係が変わった中国とどう付き合うか、日本外交が試されている。

米国の伝統的な世界外交は、軍事面で平時に抑止力を築き上げ、経済面では自由貿易を進める手法だったが、トランプ政権は違う。価値基準がなく、予見できない。家族ビジネスの問題もあり、4年持つかも不透明だ。

そんな中、北朝鮮は米本土にも届く大陸間弾道ミサイル（ICBM）の開発を進めている。核弾頭を小型化してミサイルに載せ、発射する技術だ。北朝鮮問題は今後1年の間に最終局面が訪れるとみていい。

日本には、外交的な解決しか道はない。北朝鮮は政治体制の維持が目的。本気で核開発をやめさせるには「核を持つとも生き残れないし、核を持たなくても生き残れる」ということを同時に分からせることだ。

それには「創造的な外交」が求められているが、創造的であるためには多様な意見が必要だ。今の官邸に多様な意見を受け入れる雰囲気果たしてあるのか。安倍首相が国内向けに強硬な発言をするのは良いが、誰かが地下に潜って北朝鮮と交渉しないといけない。

（大路秀紀）

中期計画番号

(37)

中某月計画番号 (33)

災害時の対応 ゲームで学ぶ

天草支援学校

天草市本町の天草支援学校で18日、防災ワークショップがあり、同校の生徒や保護者ら約50人が防災ゲーム「クロスロード」などを通して災害時の対応を学んだ。

防災意識を高めようと同校が企画。県立大の学生でつくる「県大防災プロジェクトユニット」のメンバーが講師を務めた。参加者は6、7人の



防災ゲーム「クロスロード」を通して、災害時の対応について意見を交わす参加者=天草市

グループに分かれ、災害時に想定される状況について、自分の考え

をイエスカノーで示し、その理由を話し合った。「災害時に天草支援学校を避難所として開放するか」の問いには、「建物が安全かどうか分からない」「普段から地域と交流している学校だから開放したい」などの意見が出た。

同校1年の上谷得夢さん(16)は「もし災害が起きたら、ボランティアとして活動したい」などと話した。
(中島忠道)

災害時どうする？

住民、大学生ゲームで学ぶ

天草市



「クロスロード」を通して、災害対応について率直に意見を交わした防災ワークショップ=天草市

災害時の対応について考える「もしもに備える」防災ワークショップ「inn天草」が22日、天草市の天草宝島国際交流会館ホールであった。地域住民ら32人が、判断型防災ゲーム「クロスロード」などを通して考えを深めた。

熊本地震をきっかけに発足した、県立大の学生でつくる「県大防災プロジェクトユニット」主催。地震の被害が少なかつた天草でも、防災意識を高めてもらおうと初めて企画

した。

ゲームは、具体的な事例に対しイエスカノーで答える。正解はなく、多種多様な意見を共有するのが目的。学生を交えた5、6人ずつの8グループに分かれて取り組んだ。「避難所であなただけが食料を持っていたら」の問いに、「ほかの避難者と共有する」との回答がある一方、2人の子どもを持つ30代男性は「子どもを守るため周りには配らない」と率直に答えていた。

参加した天草高1年の山口美月さんは「多数派だけでなく、少数派の意見も聞くのが大事だと感じた」と話した。
(中島忠道)